

小糸市民の家運営委員会会則

(目的及び設置)

第1条 小糸市民の家(以下「市民の家」という。)の効果的な活用をとおして、地域住民の自治活動と住民相互の交流を高めるため、小糸市民の家運営委員会(以下「委員会」という。)を設置し、事務所を小糸市民の家に置く。

(任 務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 市民の家の運営に関すること。
- (2) 藤沢市から委託される事務。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的達成に必要な事項。

(構 成)

第3条 委員会は地域における公共的団体及び市民の家を利用する団体から選出された委員若干名をもって構成する。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員会が必要があると認めたときは、委員会の議決により地域活動に関する知識経験者を委員に加えることができる。

(役員及び委員の任期)

第4条 役員及び委員の任期は1年とする。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(役 員)

第5条 委員会に次の各号に掲げる役員を当該各号に定める人数を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 委員長 | 1名 |
| (2) 副委員長 | 2名 |
| (3) 会 計 | 2名 |
| (4) 総 務 | 3名 |
| (5) 監 事 | 2名 |

(役員を選出)

第6条 委員長、副委員長、会計、総務及び監事は委員の互選とする。

(役員職務)

第7条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を統括するとともに、会議の議長となる。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は委員会の経理を担当する。
- (4) 総務は、委員会の議事を記録するとともに、委員会の事務を処理する。
- (5) 監事は、事業及び経理を監査する。

(会 議)

第8条 委員会の会議は、委員長が必要があると認めたとき、又は委員の3分の1以上の者の請求があったときに委員長が招集する。

(定足数及び議決)

第9条 会議の定足数は委員の過半数とし、議事は出席委員の過半数をもって決定する。

(会 計)

第10条 委員会の経費は、藤沢市からの委託料及び市民の家使用料、その他の収入をもって充て、会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

この会則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

